

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援制度のお知らせ

世帯・個人への給付金

家計への支援制度の紹介

特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症緊急
経済対策に基づき、家計への
支援を行うため、給付金を支給
します。

◆給付対象者および受給権者

給付対象者：令和2年4月27日
に、住民基本台帳に記録されて
いる人

受給権者：給付対象者の属する
世帯主

◆給付額

給付対象者1人に付き10万円

◆申請方法および給付方法

給付金の申請は次の①および
②を基本とし、給付は原則とし
て申請者本人名義の銀行口座に
振り込みます。

①郵送申請：市から受給権者宛
てに郵送した申請書に、世帯主
の氏名、生年月日、電話番号、
振込先口座を記入し、振込先口
座の確認書類（通帳またはキャ
ッシュカードの写し）と、本人
確認書類（被保険者証・運転免

許証・マイナンバーカードなど）
の写しを添付して返信用封筒で
送付してください。

②オンライン申請：マイナンバ
ーカードをお持ちの世帯主は、
パソコンやスマートフォンから
の申請が可能です。パソコンを
使用する場合は、ICカードリ
ーダライタが必要です。スマー
トフォンは、対応できない機種
もあります。

※必要書類の添付漏れがあると、
給付まで時間を要することがあ
りますのでご注意ください。
申請期限：8月12日（水）

※郵送の場合、当日消印有効
【**市** 閩福祉課社会福祉班
☎73・0096

子育て世帯への 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症
の影響などを踏まえ、市独自
の「子育て世帯臨時給付金」と、
国からの「子育て世帯への臨時

特別給付金」を支給します。

◆給付対象者および対象児童

給付対象者：令和2年4月分
（3月分を含む）の児童手当を
受給している人

※特別給付を除く

対象児童：3月31日までに生ま
れた児童であり、3月まで中学
生だった児童（新高校1年生）
も含む

◆給付額

対象児童1人に付き、市より
1万円、国より1万円

◆申請方法および給付方法

申請は不要です。ただし、公
務員は、勤務先が支給対象者で
あると証明した上で、9月30日
（水）までに、福祉課へ申請書
を郵送（〒289-2198
匝瑳市八日市場ハ793番地2
福祉課子育て支援班）などに
提出してください。

給付方法については、すで
に登録されている児童手当の
振込先口座に、市と国から支
給する金額の合計額を振り込
みます。

【**市** 閩福祉課子育て支援班 ☎73・0096

ひとり親家庭 臨時特別給付金

市独自の臨時的な給付措置と
して、ひとり親家庭に対して、
給付金を支給します。

◆給付対象者および対象児童

給付対象者：令和2年4月分の
児童扶養手当を受給し、4月末
時点で受給資格のある人

※支給停止者を除く

対象児童：児童扶養手当の令和
2年4月分の対象となり、4月

末時点で受給者に監護されてい
る児童

◆給付額

対象児童1人の場合2万円、
2人目以降の加算額1人に付き
1万円

◆申請方法および給付方法

申請は不要です。
給付方法については、すでに
登録されている児童扶養手当の
振込先口座に振り込みます。

【**市** 閩福祉課子育て支援班 ☎73・0096



5月31日まで行っていた
除菌水（酸性電解水）の無
料配布

給付金などを装った詐欺にご注意！

- 給付金などの手続きに関して、市や国などの職員が訪問し、通帳やキャッシュカードを預かることはありません。
- 市や国などが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。
- 市や国などが、給付金の給付のために、手数料の振り込みを求めることはありません。
- 市や国から電話やメールなどで、個人情報や暗証番号を聞き出したりすることはありません。

もしかして詐欺？不安になったら最寄りの警察署か、警察相談専用電話#9110まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大幅に減少している事業者へ 中小企業・個人事業主などへの支援制度の紹介

■ 匠瑳市中小企業緊急支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げの減少している事業者に対して、市から給付金を支給します。

◆ 支給額

10万円 ※1事業者1回に限る。

◆ 対象者の主な要件

●市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業（個人事業主を含む。農業・林業・漁業は対象外）＝下表

業種	要件(次のいずれかを満たす会社および個人)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下

- 引き続き市内で事業を営む意向があること
- 直前の事業年度分の売上金額の月平均（個人の場合は令和元年の売上金額の月平均）が20万円以上であること
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上金額（令和2年1月から7月までのうち、任意のひと月）が前年同月と比較して30%以上減少していること
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じていること。ただし、千葉県知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき休業などの要請を行った施設を有する者については、当該要請に応じていること

◆ 申請方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市ホームページより申請書をダウンロードして記入し、産業振興課まで郵送（〒289-2198 匠瑳市八日市場ハ793番地2 産業振興課商工観光室）にて申請してください。

※添付書類などの詳細については、市ホームページをご確認ください。

◆ 申請期限

9月30日（水） ※当日消印有効

☎産業振興課商工観光室 ☎73-0089

■ 匠瑳市中小企業雇用維持対策補助金

国の「雇用調整助成金」の制度を活用し、雇用する労働者を一時的に休業させた場合に、休業に係る賃金の一部を補助します。

◆ 補助率

雇用調整助成金交付決定額の10%（事業主負担分と雇用調整助成金の差額を上限とする）

※申請方法などについては、下記までお問い合わせください。

☎産業振興課商工観光室 ☎73-0089

■ 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者（農業・林業・漁業なども含む）に対して、国から給付金が支給されます。



◆ 支給額

中小法人などは200万円、個人事業者などは100万円。ただし、昨年1年間の売上げからの減少分を上限とする。 ※1事業者1回に限る。

◆ 申請期限

令和3年1月15日（金）

※対象要件の詳細や、申請方法などについては、「持続化給付金」の事務局ホームページ（<https://jizokuka-kyufu.jp>）をご覧ください。

☎持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570、IP電話専用回線 ☎03-6831-0613

■ 千葉県中小企業再建支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している県内に本社を有する事業者に対して、県から支援金が支給されます。

◆ 支給額

【休業要請対象業種でない場合】

- ▷ 賃借している事業所がない場合：20万円
- ▷ 1事業所を賃借している場合：30万円
- ▷ 複数の事業所を賃借している場合：40万円

【休業要請対象業種の場合】

①令和2年4月22日から5月6日までと5月9日から31日までのすべての期間について要請に応じている場合

- ▷ 賃借している事業所がない場合：20万円
- ▷ 1事業所を賃借している場合：30万円
- ▷ 複数の事業所を賃借している場合：40万円

②令和2年4月22日から5月6日までのすべての期間についてのみ要請に応じている場合

- ▷ 賃借している事業所がない場合：10万円
- ▷ 1事業所を賃借している場合：20万円
- ▷ 複数の事業所を賃借している場合：30万円

③令和2年5月9日から31日までのすべての期間についてのみ要請に応じている場合：一律10万円

◆ 申請期限

8月31日（月）

※対象要件の詳細や、申請方法などについては、千葉県中小企業再建支援金特設サイト（<https://www.chiba-shienkin.com>）をご覧ください。

☎千葉県中小企業再建支援金相談センター ☎0570-04-4894